

国際人権法における「デュー・デリジェンス(Due diligence)」概念の発展とその法的性格

Development of “Due diligence” and its legal character in international human rights law

窪 誠 (KUBO Makoto)

本研究の目的は、国際人権法における「デュー・デリジェンス(Due diligence)」概念の発展を歴史的に位置づけることにより、その法的性格を明らかにすることである。

そもそも、責任はどのように発生するのか。それは、ある者の行為によって、別の者の身体または財産に存在を与えたという事実から出発する。確かにこれが今日一般人にとって常識的な考え方であろう。確かに、その損害行為を「わざと」つまり「故意に」行った場合には、この常識的な考え方が容易に当てはまる。ところが、こうした常識的な考えも、故意以外の場面では直ちに修正されることになる。たとえば、「不注意」で行った場合や、損害が発生するなどとはそもそも思わなかった場合である。このような、「故意」以外の場合の責任を「過失」責任という。過失責任の場合は、行為時に損害の発生が予期できたかできなかったかが問題となる。そこで、行為者が具体的に損害の発生を予期できたか否かを明らかにしようとすることになる。こうした過失を「具体的過失」と呼ぶ。ところが、このように行為者個人の注意がどれだけあったかを基準にしてしまうと、注意深い人には責任があるが、不注意な人には責任がないという、社会常識に反した結論が導かれることになってしまう。そこで、具体的な個人の注意程度を基準にするのではなく、一般人ならこの程度の注意をしなくてはならないはずだという、一般人を基準とした過失が考案されることになる。これを「抽象的過失」という。こうして、責任を加害者・被害者間の問題ではなく、社会的基準からの要請にすることによって、社会が個人に要請する注意義務および損害回避義務の問題に昇格したのである。ここから「デュー・デリジェンス(Due diligence)」という考えが生まれる。すなわち、行為者は、損害発生を回避するようデュー・デリジェンス(Due diligence)、すなわち、相当の注意を払う義務があるという考え方である。

デュー・デリジェンスにおける、社会が個人に要請する注意義務という理念は、国際社会にも応用された。国際社会が国家に要請する注意義務という考え方である。第二次世界大戦後、国連を中心に数多くの人権に関する条約が採択された。とりわけ、女性差別の分野、難民保護の分野でデュー・デリジェンス概念が頻繁に使用されるようになった。それは従来弱者とされてきた女性や難民の保護にどのような影響を与えたのであろうか。現在までの研究で明らかになったのは、その法的性質の二面性である。ひとつは、上記のような義務付けによって、女性や難民という社会的弱者を保護する側面と、もう一つは、逆に、デュー・デリジェンスを果たしたのだから、責任はないのだという義務回避の口実を与える側面である。つまり、この概念は義務強化の側面と義務回避の側面という相反する側面をもつことになる。それぞれの側面を具体的に明らかにしてゆくことが今後の課題である。